

# 教職員わいせつ事案防止対策検討委員会の対応策 〔茨城県教育委員会〕

## 旭東小学校での対応策の重点

- ①スマートフォン等の取扱い（スマートフォン等の使用ルールを明確にする）
  - ・原則、職員室のみ
  - ・例外規定を設ける場合は、管理職の許可等
- ②面談時等の指導体制
  - ・可能な範囲での、複数対応
  - ・個人対応となる場合には、管理職への、事前・事後報告
  - ・入口を開ける等、外から見える環境を確保し、密室状態を作らない
- ③空き教室や教科等準備室
  - ・不要なものは置かない（全職員で整理整頓）管理職等による定期的な確認
  - ・面談に利用する場合は②の対策に準じる
- ④学校内研修内容の充実（自分事として捉えることの意識づけ）
  - ・「One IBARAKI」、「教職員懲戒処分等の指針」、「不祥事防止のためのチェックリスト」等の活用・確認
  - ・学校間での取組の共有（具体的な注意箇所や管理体制の意見交換）
  - ・法規研修のみでなく、動画視聴等によるグループ討議などの実施を検討
  - ・自分事として考えられる研修の実施
- ⑤児童との関わり（SNSや学校外含む）
  - ・SNSでの児童生徒及び保護者との私的なやり取り等の原則禁止
  - ・例外規定を設ける場合は、管理職の許可、保護者への連絡等、具体的に確認
  - ・学校の実情に応じた、連絡手段の確立  
（固定電話、マチコミ、連絡帳、タブレット〔チャットやメールは使わない〕）
  - ・ルールを明確化したうえで、違反した場合の対応を検討（実効性確保）
- ⑥ストレスを溜め込ませない、孤立させない環境づくり
  - ・校長のリーダーシップのもと、風通しのよい職場づくり
  - ・教職員同士のコミュニケーション、情報共有
- ⑦児童、保護者からの情報収集
  - ・「生命（いのち）の安全教育」の推進（性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育と啓発）
  - ・定期的な生活アンケートの実施
- ⑧校長面談等の活用
  - ・定期的な面談による職員の状況把握
  - ・ストレスチェックを活用した、個々の状況の確認